

# 第 1 4 6 期中間決算公告

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

茨城県水戸市南町一丁目 3 番 1 号

**株式会社茨城銀行**

取締役頭取 溝田 泰夫

## 中間貸借対照表 (平成 2 0 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	46,501	預 金	713,325
コ ー ル 口 ー ン	20,000	借 用 金	4,180
商品有価証券	527	外 国 為 替	15
金 銭 の 信 託	5,342	社 債	5,150
有 価 証 券	119,794	そ の 他 負 債	9,062
貸 出 金	551,168	未 払 法 人 税 等	49
外 国 為 替	188	そ の 他 の 負 債	9,013
そ の 他 資 産	3,926	賞 与 引 当 金	304
有 形 固 定 資 産	11,521	退 職 給 付 引 当 金	2,224
無 形 固 定 資 産	726	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	157
繰 延 税 金 資 産	5,693	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	25
支 払 承 諾 見 返	1,977	偶 発 損 失 引 当 金	329
貸 倒 引 当 金	11,787	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
		支 払 承 諾	1,977
		負 債 の 部 合 計	738,155
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	3,735
		利 益 準 備 金	56
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,678
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,678
		自 己 株 式	8
		株 主 資 本 合 計	19,268
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,171
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,843
		純 資 産 の 部 合 計	17,424
資 産 の 部 合 計	755,580	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	755,580

中間損益計算書〔平成20年4月1日から  
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,808
資金運用収益	8,620
(うち貸出金利息)	7,396
(うち有価証券利息配当金)	733
役務取引等収益	1,090
その他業務収益	184
その他経常収益	913
経 常 費 用	10,981
資金調達費用	1,269
(うち預金利息)	1,078
役務取引等費用	932
その他業務費用	1
営業経費	6,358
その他経常費用	2,419
経 常 損 失	173
特 別 利 益	155
特 別 損 失	20
税引前中間純損失	38
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	490
中 間 純 損 失	555

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(追加情報)

従来、15年変動利付国債につきましては、決算日の市場価格に基づく時価により評価しておりましたが、当該国債は店頭において取引されている実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせないと考えられることから、当中間決算日では、合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

この変更による損益への影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産額合計がそれぞれ821百万円増加しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,406百万円であります。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額を、発生の翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

#### (6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

### 6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

## 表示方法の変更

### (中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

#### 追加情報

当中間会計期間に、当行の住宅ローン債権の保証業務を行っている連結子会社いばぎん信用保証(株)を支援するため、当該子会社の保証債務を限定する契約を同社と締結しております。この結果、従来、当該子会社で計上しておりました債務保証損失引当金の一部を当行で貸倒引当金として計上することとなり、当該子会社の債務超過が解消したため、子会社支援損失引当金を取崩しております。なお、当該取崩額は「その他経常収益」に含まれております。

これにより、契約締結前と比較して、その他経常利益は596百万円、その他経常費用は739百万円それぞれ増加し、経常損失及び税引前中間純損失が143百万円増加しております。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 34百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,312百万円、延滞債権額は24,295百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,367百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,312百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,596百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,500百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,009 百万円

預け金 52 百万円

担保資産に対応する債務

預金 976 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 9,687 百万円及び預け金 870 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 520 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,747 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 118,227 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は、13,484 百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 11,433 百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,180 百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 350 百万円であります。

16. 1 株当たりの純資産額 122 円 99 銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、子会社支援損失引当金取崩額 596 百万円を含んでおります。

2. 減価償却実施額は下記のとおりです。

有形固定資産 307 百万円  
無形固定資産 158 百万円

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,927 百万円、貸出金償却 107 百万円及び第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失 1 百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」は償却債権取立益 155 百万円であります。
5. 「特別損失」は、固定資産処分損 20 百万円であります。
6. 1 株当たり中間純損失金額 3 円 92 銭

( 有価証券関係 )

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの ( 平成 20 年 9 月 30 日現在 )

	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
地方債	2,135	2,145	10
社債	452	451	0
その他	1,700	1,508	191
合計	4,287	4,105	182

( 注 ) 時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの ( 平成 20 年 9 月 30 日現在 )

	取得原価 ( 百万円 )	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	評価差額 ( 百万円 )
株式	4,439	4,610	171
債券	91,358	91,102	255
国債	49,773	49,739	33
地方債	427	428	1
社債	41,157	40,934	223
その他	21,096	19,009	2,087
合計	116,893	114,722	2,171

( 注 ) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 2. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、15 年変動利付国債につきましては、合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理 ( 以下「減損処理」という。 ) しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30% 以上の銘柄としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	350
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	34
その他有価証券 非上場株式	220
その他の証券	178

（金銭の信託関係）

1. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金 銭の信託	5,342	5,342	-

（注）中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金	6,654	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,507	
その他有価証券評価差損	1,210	
退職給付引当金損金不算入額	582	
有価証券償却超過額	651	
減価償却の償却超過額	389	
その他	735	
繰延税金資産小計	15,731	
評価性引当額	10,038	
繰延税金資産合計	5,693	
繰延税金資産の純額	5,693	百万円

（自己資本比率）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は7.14%であります。



中間連結貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	46,501	預 金	712,372
コールローン及び買入手形	20,000	借 用 金	4,180
商品有価証券	527	外 国 為 替	15
金銭の信託	5,342	社 債	5,150
有 価 証 券	120,260	そ の 他 負 債	10,564
貸 出 金	552,346	賞 与 引 当 金	320
外 国 為 替	188	退 職 給 付 引 当 金	2,227
そ の 他 資 産	4,356	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	164
有形固定資産	11,524	睡眠預金払戻損失引当金	25
無形固定資産	728	ポ イ ン ト 引 当 金	7
繰延税金資産	5,733	利息返還損失引当金	1
支払承諾見返	1,977	偶 発 損 失 引 当 金	329
貸倒引当金	12,989	再評価に係る繰延税金負債	1,403
		支 払 承 諾	1,977
		負 債 の 部 合 計	738,740
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	4,036
		自 己 株 式	8
		株 主 資 本 合 計	19,569
		その他有価証券評価差額金	2,171
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評価・換算差額等合計	1,843
		少 数 株 主 持 分	31
		純 資 産 の 部 合 計	17,757
資 産 の 部 合 計	756,497	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	756,497

中間連結損益計算書 [ 平成 20 年 4 月 1 日から  
平成 20 年 9 月 30 日まで ]

(単位 :百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,382
資 金 運 用 収 益	8,662
( うち貸出金利息 )	7,436
( うち有価証券利息配当金 )	734
役 務 取 引 等 収 益	1,207
そ の 他 業 務 収 益	184
そ の 他 経 常 収 益	327
経 常 費 用	10,317
資 金 調 達 費 用	1,268
( うち預金利息 )	1,077
役 務 取 引 等 費 用	915
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	6,438
そ の 他 経 常 費 用	1,693
経 常 利 益	65
特 別 利 益	155
特 別 損 失	20
税金等調整前中間純利益	200
法人税、住民税及び事業税	37
法人税等調整額	489
少数株主損失	18
中間純損失	307

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

(株)いばぎんビジネスサービス

いばぎん信用保証(株)

(株)いばぎんカード

(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。



に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,406百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,559百万円、延滞債権額は25,420百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は340百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,388百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,709百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,596百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,500百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,009百万円

預け金 52百万円

担保資産に対応する債務

預金 976百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券9,687百万円及び預け金870百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は520百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,524百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが121,004百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、13,484百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,440百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,180 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 350 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 125 円 12 銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,200 百万円及び貸出金償却 108 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益 155 百万円であります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損 20 百万円であります。
4. 1 株当たり中間純損失金額 2 円 17 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	500	501	1
地方債	2,135	2,145	10
社債	452	451	0
その他	1,700	1,508	191
合計	4,788	4,607	181

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,439	4,610	171
債券	91,358	91,102	255
国債	49,773	49,739	33
地方債	427	428	1
社債	41,157	40,934	223
その他	21,096	19,009	2,087
合計	116,893	114,722	2,171

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、15年変動利付国債につきましては、合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額により評価しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの

については、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が30%以上の銘柄としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	350
その他有価証券 非上場株式	221
その他の証券	178

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭 の信託	5,342	5,342	-

(注)中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は7.25%であります。